

第2章 港湾管理者以外の者の料金

1 岸壁使用料金

1) 苫東埠頭 (2号・3号) 岸壁及び関連施設料金

(株式会社苫東)

1. 岸壁けい船料

(令和5年10月1日改正)

条件	区分	料金
1隻あたり総屯数1屯につき、けい留24時間まで毎に	100屯以上	15円
1隻につき、けい留24時間まで毎に	50屯未満	1,000円
	50屯以上 100屯未満	1,500円

※ただし合計金額円以下は切り捨てします。

※外航船(消費税法施行令[昭和63年政令第360号]第17条第2項第3号に規定する船舶)を除く船舶の岸壁けい船料は、消費税10%を課税して計算します。

付帯条件

- (1) 1屯未満の端数は、1屯として計算します。
- (2) 岸壁のけい留時間は、船舶が当該岸壁にけい留した時刻から離岸した時刻までとします。
- (3) 船舶の総屯数は、原則として船舶証書に記載されているものを用い、総屯数の記載のない船舶については、双方協議の上、決定します。
- (4) はしけのけい船料を計算する場合にあっては、はしけの満載積屯数の60%をもって総屯数とします。

2. 貨物の埠頭施設通過料

(令和5年10月1日改正)

条件	料金
1屯あたり	180円

※内国貨物の埠頭施設通過料は、消費税10%を課税して計算する。

付帯条件

- (1) 貨物の埠頭施設通過料は、貨物1屯毎に算出するものとし、1屯未満の端数は1屯として計算します。
- (2) 貨物の屯数は、重量は1,000kg、容積は1.133m³をもって1屯とし、重量または容積のうち何れか大なる方を用いる。但し、慣習によって常用されている貨物の屯数は、その屯数によることができます。

3. 埠頭施設内用地専用使用料

(令和5年10月1日改正)

条 件	料 金
1区画(100㎡) 1カ月使用料	20,000円

付帯条件

- (1) 用地専用使用料は、埠頭施設内のあらかじめ区画された用地を車輛、貨物、器具類等の蔵置や作業を目的として専有、使用する場合に適用します。
- (2) 1区画(100㎡)に満たないものは1区画として計算します。
- (3) 使用期間に1カ月未満の端数が生じる場合、15日以下は半月分の10,000円とし、16日以上は1カ月分の20,000円として計算します。
- (4) 1カ月未満の使用料は消費税10%を課税して計算し、1カ月以上の使用料は非課税とします。

4. 船舶給水料

(令和5年10月1日改正)

岸壁直接給水基本料金

条 件	給水量	料 金
総屯数100屯以上の船舶への給水	10m ³ まで	4,000円
	10m ³ を超える1m ³ 毎に	400円
総屯数100屯未満の船舶への給水	5m ³ まで	2,000円
	5m ³ を超える1m ³ 毎に	400円

- ※1 冬季、執務時間外及び荒天時の給水については、それぞれ基本料金の5割増とします。
- ※2 外航船(消費税法施行令[昭和63年政令第360号]第17条第2項第3号に規定する船舶)を除く船舶への給水料は、消費税10%を課税して計算します。

付帯条件

- (1) 冬季とは、12月1日から翌年3月31日までとします。
- (2) 執務時間とは、日曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から翌年1月3日まで及び当社が必要と認めた日をいう。)を除き、午前9時から午後5時までとする。但し、土曜日は正午までとします。